

5 福祉人材確保対策の推進について

福祉サービスは、人を相手とし、人が行うサービスであり、そのサービスの質はそれを担う人材によって左右されると言っても過言ではない。

介護保険制度の実施や、社会福祉法の施行、更には平成15年度からの障害者福祉サービスに係る支援費制度の実施など、利用者本位の社会福祉制度を構築するための改革が進められ、福祉サービスも質の一層の向上が求められている中で、それを担う質の高い人材の養成確保は、ますます重要な課題となっている。

このため、厚生労働省においては、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成5年厚生省告示第116号）に基づき、福祉人材センター・福利厚生センターの事業の充実、社会福祉士・介護福祉士等福祉専門職の教育課程の見直し、介護福祉士国家試験の内容の改善、介護福祉士養成施設の教員研修の充実など、積極的な取組を行っているところであるが、各都道府県市におかれても、質の高い福祉人材の養成確保について格段のご配意をお願いしたい。

（1）社会福祉事業従事者等に対する研修の充実

ア 介護教員養成講習会の実施

介護福祉士養成施設の教員の資質の向上を図り、質の高い介護福祉士を養成する観点から、介護福祉士養成施設における専任の介護教員（社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習又は介護実習指導を教授する教員をいう。）について、平成15年度から介護教員講習会の受講を必修化することとし、平成13年7月13日付けで関係省令の改正等を行うとともに、「介護教員講習会の実施について（平成13年8月16日社援発第1430号厚生労働省社会・援護局長通知）」を発出し、その内容の詳細について周知を図ったところである。

平成13年度においては、平成14年3月11日から24日にかけて、全国社

会福祉協議会中央福祉学院（以下「中央福祉学院」という。）において、講習会の課程のうち専門分野の一部について開講することとしているところである。

この講習会は、平成15年4月1日以降新たに専任の介護教員となる者に加え、同日において現に専任の介護教員である者についても平成19年度末までに受講しなければならないものであることから、一時的な受講者の急増に対応するとともに受講者の利便性に配慮して、平成14年度より、中央福祉学院のほか、中央福祉人材センターにおいて全国7ブロックで講習会を開催するとともに、地域の実情・ニーズに応じて都道府県福祉人材センターにおいても講習会を実施することができることとしたので、ご了知願いたい。

なお、全国7ブロックで実施することとしている講習会の具体的な開催場所等については、決まり次第ご連絡することとしているので、ご了知願いたい。

イ 都道府県等行政職員研修の国立保健医療科学院（仮称）への移管

社会福祉従事者の養成訓練及び現任研修の実施については、これまで中央福祉学院に委託して実施してきたところであるが、国立公衆衛生院及び国立医療・病院管理研究所の統合を中心とする組織再編により、国・地方自治体の職員の研修を一体的に実施する「国立保健医療科学院（仮称）」が平成14年度に設置されることとなった。この国立保健医療科学院において、国、地方自治体の福祉担当職員を対象にした研修も行うこととしたことに伴い、中央福祉学院への委託研修のうち、以下の研修を国立保健医療科学院に移管することとしたので、ご了知願いたい。

なお、移管する各研修の日程、期間及び科目については、当面の間、従来の研修に準じて行う予定であるが、詳細がまとまり次第ご連絡することとしているので、ご了知願いたい。

（平成14年度より国立保健医療科学院に移管する研修）

- 都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修課程
 - ・ 生活保護担当

- ・ 社会福祉法人・老人福祉施設担当
 - ・ 社会福祉法人・児童福祉施設・障害福祉者施設担当
 - ・ 障害者福祉指導担当
 - ・ 老人福祉指導・介護保険担当
- 福祉事務所新任所長研修課程
 - 福祉事務所新任査察指導員研修課程
 - 児童相談所相談関係指導職員研修課程

ウ 中央福祉学院における社会福祉研修について

上記イ以外の社会福祉研修については、平成14年度においても、従来どおり中央福祉学院に委託して実施することとしているので、本研修の積極的な活用について、一層のご配意をお願いしたい。

なお、平成14年度の委託研修の詳細については、後日、研修要綱を発出する予定であるので、ご了知願いたい。

(2) 都道府県福祉人材センター運営事業の推進

ア メニュー事業の追加について

都道府県福祉人材センター運営事業については、事業の重点的・効率的な実施を図る観点から、都道府県福祉人材センターの各事業と介護福祉士等修学資金貸付事業の統合・メニュー化を昨年度行ったところであるが、今般、更に地域の実情・ニーズに応じた事業の実施を促進するため、新たに介護教員養成講習会と労働者派遣事業をメニュー事業の中に追加することとしたので、積極的な活用をお願いする。

イ 改正雇用対策法の施行に伴う都道府県福祉人材センター等の運営について

昨年10月に改正雇用対策法が施行されたことに伴う、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンク（以下「都道府県センター等」という。）で行う無料職

業紹介事業の運営方法については、昨年11月2日付けで通知したところであるが、その概要は以下のとおりであるので、事業の適正な運営についてあらためてご配意をお願いする。

なお、具体的な取扱いに当たっては職業安定機関の指導を遵守し、かつ、その連携に留意されたい。

① 無料職業紹介事業の実施に係る雇用関係給付金の取扱いについて

従来、公共職業安定所の紹介によることを要件としていた次の雇用関係給付金について、都道府県労働局長に対して同意書の提出を行い受理された各都道府県センター等においては、これら雇用関係給付金に関する事務を取り扱うことことができることとなったことから、その積極的な活用を図られたいこと。

(今回要件緩和がなされた雇用関係給付金)

- 特定就職困難者雇用開発助成金
- 緊急雇用創出特別奨励金
- 新規・成長分野雇用創出特別奨励金

② 労働者の募集・採用における年齢制限の緩和の取組みについて

改正雇用対策法第7条に新たに規定された労働者の募集・採用における年齢制限の緩和に向けた事業主の努力義務規定及び同法第12条に基づく年齢指針については、民間の職業紹介事業者を利用して労働者の募集・採用を行う場合についても適用されることとなっているので、都道府県センター等においても、求人受理時等において周知・啓発を図られたいこと。

(3) 福利厚生センター事業の推進

中小規模の事業者が多い社会福祉事業の中で魅力ある職場づくりを進めるためにはとりわけ福利厚生の充実が必要であり、福利厚生センターにおいては、平成13年度には福祉講座の開催や入学お祝品贈呈事業を新規に実施するなど、各種福利厚生事業の充実に努めてきたところである。

このような事業内容の改善に加え、各都道府県市のひとかたならぬ御支援により、平成13年8月における会員数は14万8千人となり、昨年に比べ1万人以上増加している。各都道府県市におかれても福利厚生センター事業の周知について引き続き御協力をお願いしたい。

(4) 社会福祉士及び介護福祉士について

ア 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の指定について

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設については、引き続き増加傾向にあり、平成14年4月開設予定のものも含めると、社会福祉士養成施設は38校45課程（定員7,586名）、介護福祉士養成施設は378校447課程（定員25,699名）となっているほか、平成15年4月以降の新規開設の照会も相当数に上っている。

○ 平成14年度における新設・定員増の予定

① 社会福祉士養成施設

- ・ 新 設 8校 8課程 入学定員 848人

② 介護福祉士養成施設

- ・ 新 設 38校 40課程 入学定員 1,770人
- ・ 定員増 6課程 入学定員 190人の増加

新規開設や定員増を予定する施設を管内に有する都道府県市にあっては、学生の確保の見通し、卒業生の就職先の確保の見通し、実習施設の確保の見通し等の観点から、当該施設に対する適切な助言をお願いしたい。

また、都道府県市におかれでは、養成施設の実習施設の確保について、従来からご協力をいただいているところであるが、今後とも、格段のご協力をお願いする。特に、介護福祉士養成施設については、平成12年4月から必修化された居宅介護実習の実習先の確保に非常に苦慮している状況がみられることから、特段

のご配意をお願いしたい。

なお、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の指定及び監督に関する業務のうち、新規開設課程の指定及び職権による指定の取消し以外の業務については、平成13年1月から地方厚生局において行っているところであるので、ご了知願いたい。

イ 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設に対する指導の充実について

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設については、国家資格の有資格者を養成するものであり、質の高い教育を行うことが特に求められるものであるが、最近の養成施設の中には、

- ① 専任教員の数が不足している
 - ② 教員要件を満たしていない教員がいる
 - ③ 定員を遵守していない
 - ④ 合同授業を行っている
 - ⑤ 実習施設等の変更に当たって、変更承認を受けていない
- 等、不適切なものが見受けられる。

こうした養成施設に対しては、地方厚生局において、各都道府県の関係部局との連携も図りながら、厳しく指導することとしているので、ご了知願いたい。

ウ 社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の改善について

介護福祉士国家試験については、質の高い介護福祉士を養成確保する観点から、本年実施の第14回試験から、筆記試験に係る出題数・試験時間数の増加（100問→120問・170分→210分）、事例問題の導入等の内容改善を行ったところであり、また、第15回試験の筆記試験合格者から筆記試験の免除制度を廃止（第14回試験の筆記試験合格者については、第15回試験の筆記試験に限り免除）することとしているので、ご了知願いたい。

さらに、社会福祉士及び介護福祉士国家試験については、試験の透明性を高め

る観点から、今後、出題基準・合格基準を作成・公表することについて、現在、検討しているところであるので、併せてご了知願いたい。

工　社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の実施について

社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の実施に当たっては、試験地の都道府県に多大なるご協力をいただき、改めて感謝申し上げる。

試験地の都道府県には、会場や要員の確保などの面で、大変ご苦労をおかけしているところであるが、試験の実施主体である財団法人社会福祉振興・試験センターにおいては、試験地の都道府県の負担を少しでも軽減するために、試験業務の合理化に努めているところである。

社会福祉士及び介護福祉士は、福祉サービスの中核的な担い手であり、厚生労働省としても、資格取得を促進することは重要な施策であると考えているので、今後とも、両国家試験の実施について格段のご協力をお願いしたい。

① 第14回社会福祉士国家試験

- ・ 試験日 平成14年1月27日（日）
- ・ 試験地 12都道府県14会場
(北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)
- ・ 受験申込者数 31,212人（対前年22.1%増）

② 第14回介護福祉士国家試験

- ・ 試験日 筆記 平成14年1月27日（日）
実技 平成14年3月 3日（日）
- ・ 試験地 筆記 12都道府県28会場
(北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)
実技 12都道府県23会場
- ・ 受験申込者数 65,191人（対前年2.4%増）

※ 合格発表は、両試験とも平成14年3月28日（木）。

厚生労働省及び社会福祉振興・試験センターにその氏名を掲示するとともに、同センターのホームページ (<http://www.sssc.or.jp/>) に合格者の受験番号を掲載する。

才 信用失墜行為を行った社会福祉士及び介護福祉士の把握について

社会福祉士及び介護福祉士の数は、制度創設以来順調に増加し、現在、社会福祉士は約3万人、介護福祉士は約26万人となっているが、数の増加に伴い、刑法違反等の信用失墜行為を行う者が散見されるようになっている。

こうした者に対しては、厚生労働省において、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき、登録の取消し等、厳正な処分を行うこととしている。

については、広く全国的な情報を収集しなければならないことから、各都道府県市におかれては、報道等により信用失墜行為を行った社会福祉士及び介護福祉士を把握したときは、福祉人材確保対策室にご連絡していただくようご協力をお願いする。

カ 社会福祉士に関する指定科目等に係る個別認定手続の明確化について

社会福祉士に関する指定科目等については、「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に基づく指定科目、同条第2号に基づく基礎科目及び第39条第2号に基づく社会福祉に関する読み替えの範囲について（昭和63年2月12日社庶第28号厚生省社会局長通知）」により読み替えの範囲等を示しているところであるが、平成14年2月22日社援第0222001号により、この通知を改正し、読み替えの範囲に含まれない名称の科目について個別認定を受けるために必要な手続、審査基準等について明記することとしたので、ご了知願いたい。

キ 社会福祉士会及び介護福祉士会が実施する継続研修に対する支援について

社会福祉士及び介護福祉士の質の向上を図るために、継続研修の実施が不可欠であるが、社団法人日本社会福祉士会及び社団法人日本介護福祉士会は、その中核的な担い手として、社会福祉士及び介護福祉士に対し各種研修事業を実施しているところである。

各都道府県市におかれでは、両福祉士会が行う研修事業が円滑に行われるよう、今後とも、ご協力をお願いしたい。

(5) 社会福祉主事について

ア 社会福祉主事養成機関等について

社会福祉主事養成機関については、平成14年4月開設予定のものも含めると91校114課程（定員12,329名）となる。

○ 平成14年度における新設・定員増の予定

- ・ 新 設 4校 4課程 入学定員 156人
- ・ 定員増 1課程 入学定員 15人の増加

新設や定員増を予定する養成機関を管内に有する都道府県市にあっては、学生の確保の見通し、卒業生の就職先の確保の見通し、実習施設の確保の見通し等の観点から、当該養成機関に対する適切な助言をお願いしたい。

また、都道府県市におかれでは、社会福祉主事養成機関の実習施設の確保について、従来からご協力をいただいているところであるが、今後とも、格段のご協力をお願いする。

なお、社会福祉主事養成機関及び社会福祉主事資格認定講習会の指定及び監督に関する業務については、平成13年1月から地方厚生局において行っているところであるので、ご了知願いたい。

イ 三科目主事の資質の向上について

社会福祉主事は、社会福祉に携わる者の基礎的な資格として、今後とも重要な役割を果たしていくことが期待されているが、社会福祉主事全体の資質の向上を図るためにには、いわゆる三科目主事の資質の向上を図ることが必要である。

このため、「社会福祉主事の資格に関する指定科目履修者の資質の向上について（平成12年9月13日社援第2075号厚生省社会・援護局長通知）」によ

り、三科目主事の研修課程の指針を示しているところであるが、各都道府県市におかれては、この指針を参考とし、三科目主事に対する研修の積極的な実施に努められたい。

ウ 社会福祉主事に関する指定科目に係る個別認定手続の明確化について

社会福祉主事に関する指定科目については、「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替えの範囲等について（平成12年9月13日社援第2073号厚生省社会・援護局長通知）」により読み替えの範囲等を示しているところであるが、平成14年2月22日社援第0222002号により、この通知を改正し、読み替えの範囲に含まれない名称の科目について個別認定を受けるために必要な手続、審査基準等について明記することとしたので、ご了知願いたい。

6 福祉サービスに関する苦情解決事業及び 第三者評価事業について

(1) 福祉サービスに関する苦情解決事業について

社会福祉基礎構造改革や介護保険法の施行により、多くの福祉サービスは、これまでの行政による措置制度から、利用者が自らの意思でサービスを選択し事業者と対等の立場で契約を結ぶ利用制度へ変更されることになった。

この利用者本位の社会福祉制度を実効あるものとするためには利用者保護の制度を確立することが重要である。このため、社会福祉法第82条により社会福祉事業の経営者に利用者からの苦情の適切な解決に努めることを求めるとともに、社会福祉法第83条の規定により都道府県社会福祉協議会に、公正・中立な第三者機関として「運営適正化委員会」を置き、苦情解決のあっせんや都道府県知事への通知等を行うこととしている。その具体的な内容については、「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について（平成12年6月7日1354号社援局長通知）」等において示している。

運営適正化委員会設置運営事業に係る経費については前年度と同額の予算を確保するとともに、社会福祉施設における苦情解決に係る経費についても措置費において必要な予算を確保している。各都道府県におかれても、今後とも本事業の適切な遂行に御配慮願いたい。

(2) 福祉サービスの第三者評価事業について

第三者評価事業は、個々の社会福祉事業の経営者が事業運営における課題を把握しサービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とするものである。したがって、福祉サービスの優劣をつけることや監査を目的とするものではなく、あくまでも適正な福祉サービスの一層の向上を目指すものであり、その円滑な実施のため「福祉サービスの第三者評価事業の実施要

領について（指針）（平成13年5月15日社援880号社援局長通知）」を各地方自治体あて通知している。

第三者評価事業に従事する評価調査者を養成するため、昨年8月には、第三者評価事業を実施する予定又は検討している団体を対象に評価調査者養成研修会を全国社会福祉協議会主催で実施した。研修会は第三者評価の基本理念や評価の視点等の基礎的・共通的な内容について講義形式で実施し、全国から約500名が参加した。

また、この研修会に参加した団体のうち第三者評価事業の実施に向けて具体的な準備作業を進めている17団体において実地研修を実施した。この実地研修は評価調査者養成研修会の一環であり、実際に第三者評価事業を実施することにより評価調査者の資質向上、適切な評価技術の確保を図ろうとするもので、その結果については報告書として取りまとめ公表することとしている。

平成14年度においては、評価調査者養成研修会の実施に加えて、第三者評価事業の普及啓発を図るため評価を受ける事業所をモニターとして活用することや、WAM NETを通じた第三者評価機関の情報公開を予定している。

第三者評価事業の実施状況については、全国の都道府県、政令指定都市、中核市のうち19都道府県市において第三者評価事業を実施または実施見込みとなっている。なお、本調査については、各都道府県市のご協力を得て実施できたことに感謝する次第であり、また、今後ともご協力をお願いしたい。

第三者評価事業の普及啓発と推進に向けて、引き続きご配意をお願いしたい。

7 奉仕活動・体験活動の推進について

(1) 奉仕活動・体験活動の概要

教育改革国民会議報告（平成12年12月）の提言等を踏まえ、昨年7月に学校教育法及び社会教育法が改正され、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動等の体験活動の促進について規定されたところである。

この改正は、青少年が社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むためには、社会奉仕体験活動等の様々な体験活動を行うことが有意義であることから、小学校・中学校・高等学校等の児童生徒、18歳後の青年の奉仕活動・体験活動の充実を図ることを目的としたものである。

この奉仕活動・体験活動の対象分野は、社会福祉、教育活動、環境・自然保護、農林水産業、まちづくり、芸術・文化、国際協力など多岐にわたっているが、社会福祉は期待される分野のひとつである。

(2) 推進体制の整備等

文部科学省において奉仕活動・体験活動の推進体制の整備のため、必要な予算措置等がなされており、その概要は以下のとおりである。

ア 国レベルの推進体制

① 全国体験活動ボランティア活動推進協議会

関係省庁、関係団体、自治体等と連携し、推進方策について共通認識の醸成を図るとともに、全国的な奉仕活動・体験活動の推進に必要な諸課題について協議するもの。

② 全国体験活動ボランティア活動総合推進センター

全国規模の情報の収集・提供を行うとともに、自治体における支援センター

へのサポート、全国規模の活動団体等との連携協力関係の構築、モデルプログラムの開発など、奉仕活動・体験活動の全国的な活性化支援を行うもの。

イ 都道府県レベルの推進体制

① 地域教育力・体験活動推進協議会

都道府県における学校、社会教育関係者、その他関係団体等と連携を図り、活動を推進する上での諸課題について協議し、奉仕活動・体験活動の推進方策の検討や具体的な連携協力関係の構築を図るほか、都道府県の支援センター活動への支援などを行うもの。

② 都道府県体験活動ボランティア活動支援センター

コーディネーターを配置し、幅広い活動の情報収集・提供、相談などのコーディネイトを行う。また、コーディネーターや活動の指導者の養成を行うもの。

ウ 市町村レベルの推進体制

① 地域教育力・体験活動推進協議会

市町村における学校、社会教育関係者、その他関係団体等と連携を図り、活動を推進する上での諸課題について協議し、奉仕活動・体験活動の推進方策の検討や具体的な連携協力関係の構築を図るほか、市町村の支援センター活動への支援などを行うもの。

② 市町村体験活動ボランティア活動支援センター

コーディネーターを配置し、市町村内の活動の場の開拓、情報収集・提供、指導者の登録と照会、学校や個人と活動先とのマッチング等の相談を行うなど、地域における活動のコーディネイト等を行うもの。

(3) 奉仕活動・体験活動の推進に向けて

社会福祉施設等における奉仕活動・体験活動の実施は、施設等の本来業務に支障がない範囲においての任意の協力ではあるが、活動を通じて福祉に対する理解が深まることは社会福祉の増進にとっても有意義なものであることから、各都道府県市の福祉担当部局におかれましては、この奉仕活動・体験活動の趣旨をご理解いただき、教育担当部局との密接な連携を図るとともに、その実施についてご協力をお願いしたい。

なお、近々この奉仕活動・体験活動に関する通知を発出する予定であり、貴管内の市町村及び関係者への周知徹底に努められたい。